

教育下越

新潟県教育庁下越教育事務所
http://www.pref.niigata.lg.jp/kyoiku_kaetsu/
平成24年2月20日発行 第225号

2
面

特別支援学校のセンター的機能
インフルエンザ感染拡大の防止

危機管理の徹底と 教職員事故の根絶

1 危機管理の徹底

(1) 危機管理意識の持続

まもなく東日本大震災から1年が経過します。この未曾有の大災害を教訓に、地震発生時における児童生徒の保護者への引き渡し方や津波対応等において、多くの学校で危機管理マニュアルの見直しが行われたことと思います。

しかし、何事もなければ危機管理意識は徐々に希薄になります。大切なことは、教職員一人一人が危機管理意識を持続することです。保護者は、災害時等における適切な対応力を教職員一人一人に求めています。危機管理意識が高い教職員であれば、危機の未然防止や被害の最小限化が図られるのです。

一人一人の教職員が、自校の危機管理マニュアルを再読して、危機発生時に適切に行動できるかを自己点検し、児童生徒の安全確保をお願いします。

(2) 日常点検による危機管理力の向上

危機管理の第一は未然防止です。そのためには、日常の点検や観察において、ちょっとした変化を見逃さない教職員の目が必要となります。そして、気付いた変化を情報として確実に集約できるシステムになっていることが重要です。例えば、報告された情報への対処法を「結露のため通行制限表示、人工芝手配」や「積雪のため避難経路変更、避難経路図の張り替え及び経路の確認を指示」というようにデータベースで管理し、これをすべての教職員が共有できるようにしておけば、日常点検時の着眼点としても活用でき、教職員の危機管理力を高めることができます。



2 教職員事故の根絶

(1) 教職員事故の現状(平成23年12月末現在)

今年度に入り、管内小中学校の教職員による交通人身加害事故の中で、相手方に全治2週間以上の傷害を負わせた事故は6件です。退勤途上に3件、週休日に3件発生しています。勤務から解放され、ホッとした時に事故が起きています。車間距離不足や一時停止後の左右の安全確認不足が大きな原因です。

また、昨年度はなかった速度超過違反が1件発生しました。制限速度が40km/hの県道を38km/hオーバーで走行し検挙されました。集落内や、道幅が狭くなる場所の多くは、40km/h以下に設定されている区間であることを肝に銘

じて運転してください。

なお、平成23年度版「学校の管理運営」の276ページの表に、教職員の交通事故・交通法規違反について、違反の種類等による処分基準が示されていますので再度確認してください。

万一表中の事故・違反が発生した場合は、当該教職員の過去3年間の運転記録証明書の提出を求める場合があります。日頃からの交通法規の遵守をお願いします。

(2) 当事者意識が高まる研修の工夫

9月以降、重大な教職員事故が発生した学校には、緊急非違行為根絶校内研修会の実施をお願いします。当該市町村教育員会の人事管理担当者とともに、当事務所担当者も出向いています。

この研修会では、「なぜ研修を行っていたにもかかわらず事故が起きたのか」、「どこに問題があったのか」等をテーマに議論を深めます。全教職員による真剣な討議からは、当事者意識が高まり、同僚が起こした事故は、決して他人事ではないと実感している雰囲気を感じます。研修を通して、「まさか自分が」から「もしかしたら自分も」へと意識が変わり、最終的には「自分は絶対に非違行為を起こさない」という決意を新たにしている研修になっています。ポイントは、当事者意識を高めることです。

そのためには、学校や教職員の実態にあった研修が必要です。例えば、新任職員にとって、近隣の道路事情(渋滞、危険箇所)を知ることが、通勤や出張時の運転に役立つように、全体研修だけでなく、校務分掌や教職経験等考慮した個別やグループ等のきめ細やかな研修形態を工夫することで、当事者意識を高めてください。

＝財務・個人情報管理の徹底＝

年度末は、財務事務が増えます。公金はもちろんですが、学校徴収金や団体預かり金についても複数の目で決算書等を確認してください。なお、新年度の教材は、教材選定委員会等で、活用頻度や必要性、保護者負担の軽減等の視点から改善を図り、選定における説明責任が果たせるようお願いいたします。

また、旅費を伴う行事等を見直す場合は、今年度の旅費の執行状況をもとに、配当旅費内で実施可能かどうかを検討してください。

最後に、年度末は個人情報の紛失・流失に細心の注意が必要です。特に、異動者の個人情報の引継ぎ・廃棄については、校内規定に基づいて、確実に処理されていることを確認するなど、緊張感ある取扱いをお願いします。

特別支援学校のセンター的機能の積極的な活用を！

特別支援学校のセンター的機能活用状況

(平成 23 年 12 月 1 日現在)

学校名	C d 研修会・参加者数	相談・支援	講師派遣
村上特支	3 回、 97 名	29 件、 54 回	11 回
いじみの分校	3 回、 243 名	25 件、 26 回	9 回
五泉特支	4 回、 155 名	80 件、 110 回	4 回
駒林特支	*	14 件、 44 回	14 回
佐渡特支	5 回、 245 名	33 件、 37 回	7 回

今年度の、新潟市内を除く管内県立特別支援学校 5 校のセンター的機能活用状況は表のとおりです。特別支援教育コーディネーター（以下 C d）研修会、教育相談、研修会講師派遣等、多くの小中学校が活用していることが分かります。

○ 研修会について

夏季休業中に開催された C d 研修会に、職員研修の一環として全員が参加した学校がありました。反面、参加者ゼロという学校もみられました。



C d 研修会 グループ演習の一場面



○ 相談・支援について

特別支援学校では、C d や地域支援部等が中心となって相談・支援に当たっています。5 校とも児童生徒の検査、個別支援会議が中心でした。中には、活用数が約 20 回という小中学校もありました。

○ 講師派遣について

校内研修のほか、市町村の小中学校教育研究協議会の講師として招聘されることも増えています。

特別支援学校には、特別支援学級在籍の児童生徒や通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援のヒントがたくさんあります。今後も、校内委員会への助言や個別の指導計画作成の支援等、地域の特別支援学校を大いに活用してほしいと思います。



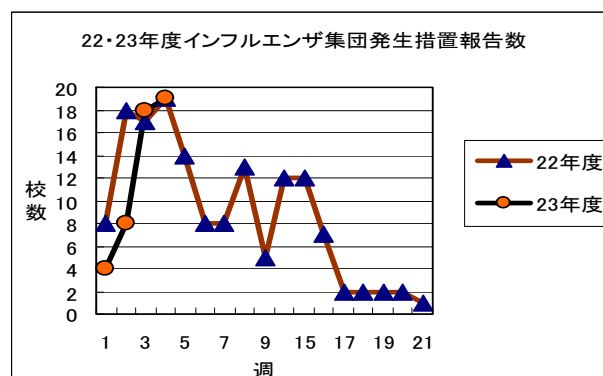
インフルエンザ感染拡大の防止

インフルエンザ流行の時期を迎えました。各学校・園において、インフルエンザの予防対策を推進していただき、ありがとうございます。

集団発生は、どの学校・園でも起こりうることから、平成 23 年 11 月 29 日付け教保第 647 号「今冬の学校におけるインフルエンザ総合対策の推進について（通知）」を、今一度、確認するようお願いします。

1 管内の状況

1 月 17 日にインフルエンザ様疾患集団発生による学級閉鎖を行う学校が出ました。2 月 10 日(金)現在、小学校 20 校、中学校 4 校、幼稚園 3 園が措置をとっています。下のグラフは、22・23 年度の措置学校の報告数です。昨年も 1 月 17 日から始まり 5 月 30 日で終了しています。これから、更に増えることが予想されます。



2 集団発生拡大の防止

- 1) 児童生徒の健康観察や欠席率に留意し、早期に患者を発見し、早退等の適切な措置を行うとともに、保護者には、医療機関の受診を必ず勧めてください。
- 2) 児童生徒を屋外で活動させる場合は、防寒具の準備、汗の始末をさせるなど体調管理に気を付けてください。
- 3) 流行時は、集会、清掃、給食など異学年の交流を可能な限り避けるようにしてください。
- 4) 近隣の学校・園、スポーツ少年団、地域の関係機関とで、学校・園におけるかぜの罹患状況等の情報交換をしてください。

3 臨時休業等の報告

学級閉鎖など臨時休業をする場合は、決定した時点で、欠席者情報収集システムに入力するようお願いします。

